

○根室市新規学卒者等地元就職奨励交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に所在する事業所に就職する地元出身の新規学卒者等に対し奨励金を交付することにより、新規学卒者等の市内事業所への就職を促進し、もって、将来における市内事業所の中心を担う人材の確保・育成及び市内事業所経営の持続的な発展に資するとともに、若年層の定住促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規学卒者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）、大学、高等専門学校及び専修学校を卒業又は退学した者
- (2) 地元出身者 北海道根室高等学校を卒業若しくは1年以上在籍した者又は義務教育期間に市の住民基本台帳に1年以上登録されたことがある者
- (3) 正規雇用者 市内事業主が労働契約に基づき雇用している者のうち、次の要件を全て満たすものをいう。

ア 市内事業主との間で所定労働時間を週35時間以上とする無期雇用契約を締結していること。ただし、市内事業主との間で所定労働時間を週35時間以上の有期雇用契約を締結している者については、無期雇用契約の見込みがあること。

イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者を除く。）であること。

ウ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定に基づき、健康保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第39条第1項の確認を受けた者又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第3章の規定に基づき、国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者であること。

エ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第18条第1項の確認を受けた者であること。

(奨励金の種類及び額)

第3条 奨励金の種類及び額は、別表に定めるとおりとする。

(交付要件)

第4条 新規就職奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 新規学卒者等であること。
- (2) 地元出身者であること。
- (3) 市内に所在する事業所において正規雇用者として就職していること。
- (4) 第2条第1号に掲げる教育機関の卒業又は退学の日から1年以内に就職していること。
- (5) 新規就職時から6か月が経過していること。
- (6) 新規就職時と同一の事業所で就職していること。
- (7) 新規就職時から交付申請までの間に離職していないこと。
- (8) 市の住民基本台帳に登録されていること。

2 1年継続奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 新規就職奨励金の交付を受けていること。
- (2) 新規就職時から1年が経過していること。
- (3) 前項第6号から第8号までの要件を満たしていること。

3 2年継続奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 1年継続奨励金の交付を受けていること。
- (2) 新規就職時から2年が経過していること。
- (3) 第1項第6号から第8号までの要件を満たしていること。

4 3年継続奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 2年継続奨励金の交付を受けていること。
- (2) 新規就職時から3年が経過していること。
- (3) 第1項第6号から第8号までの要件を満たしていること。

5 4年継続奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 3年継続奨励金の交付を受けていること。
- (2) 新規就職時から4年が経過していること。
- (3) 第1項第6号から第8号までの要件を満たしていること。

6 5年継続奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 4年継続奨励金の交付を受けていること。
- (2) 新規就職時から5年が経過していること。
- (3) 第1項第6号から第8号までの要件を満たしていること。

(交付制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、次条の規定に基づき交付申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付対象としない。

- (1) 市税の滞納がある者
- (2) 根室市暴力団排除条例（平成 25 年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者
- (3) 国、地方自治体の職員の者
- (4) 過去に以下の奨励金の交付を受けた者
 - ア 本要綱に基づく奨励金（別表第2項から第6項に規定する奨励金の交付を申請する場合を除く。）
 - イ 根室市新規学卒者等地元漁業就業奨励金交付要綱に基づく奨励金
 - ウ 根室市新規学卒者等地元就農奨励金交付要綱に基づく奨励金
- (5) 交付申請日以降、継続して就業する意思のない者
- (6) 前各号に掲げるほか、奨励金の趣旨、目的に照らして交付することが適当でない
と市長が認める者

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第4条に規定する要件を満たした後3か月以内に、根室市新規学卒者等地元就職奨励金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、新規学卒者等地元就職奨励金の交付申請にあたっては、以下の書類を添付しなければならない。

- (1) 新規奨励交付金申請者
 - ア 申請者が直近に在籍していた教育機関（第2条第1号に掲げるものに限る。）の卒業の日又は退学の日を証明する書類
 - イ 北海道根室高等学校の卒業証書の写し又は在籍していた期間を証明する書類（第2条第2号前段に該当する者に限る。）
 - ウ 住民票

エ 市税の滞納がないことを証明する書類

オ 雇用証明書兼誓約書（第2号様式）

カ 雇用契約を証明する書類

キ 雇用保険、健康保険又は国民健康保険組合、厚生年金の被保険者を証明する書類

ク その他市長が必要と認める書類

（2）継続奨励交付金申請者

前号ウ、エ、オ、カ、キ及びクに掲げる書類

（交付決定等）

第7条 市長は、前条に基づく申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を根室市新規学卒者等地元就職奨励金交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

（奨励金の交付）

第8条 市長は、前条の規定に基づき奨励金の交付決定をしたときは、申請者が指定した金融機関の口座に振り込む方法により奨励金を交付するものとする。ただし、当該交付方法により難いと認めるときは、この限りでない。

（交付決定の取消）

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合には、根室市新規学卒者等地元就職奨励金交付決定取消通知書（第4号様式）により、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

（2）根室市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当することとなったとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（返還命令）

第10条 市長は、前条の規定に基づき交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、根室市新規学卒者等地元就職奨励金返還命令書（第5号様式）により、期限を定めて当該奨励金の返還を命ずるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

奨励金の種類		奨励金の額
1	新規就職奨励金	10 万円
2	1 年継続奨励金	10 万円
3	2 年継続奨励金	10 万円
4	3 年継続奨励金	20 万円
5	4 年継続奨励金	20 万円
6	5 年継続奨励金	30 万円